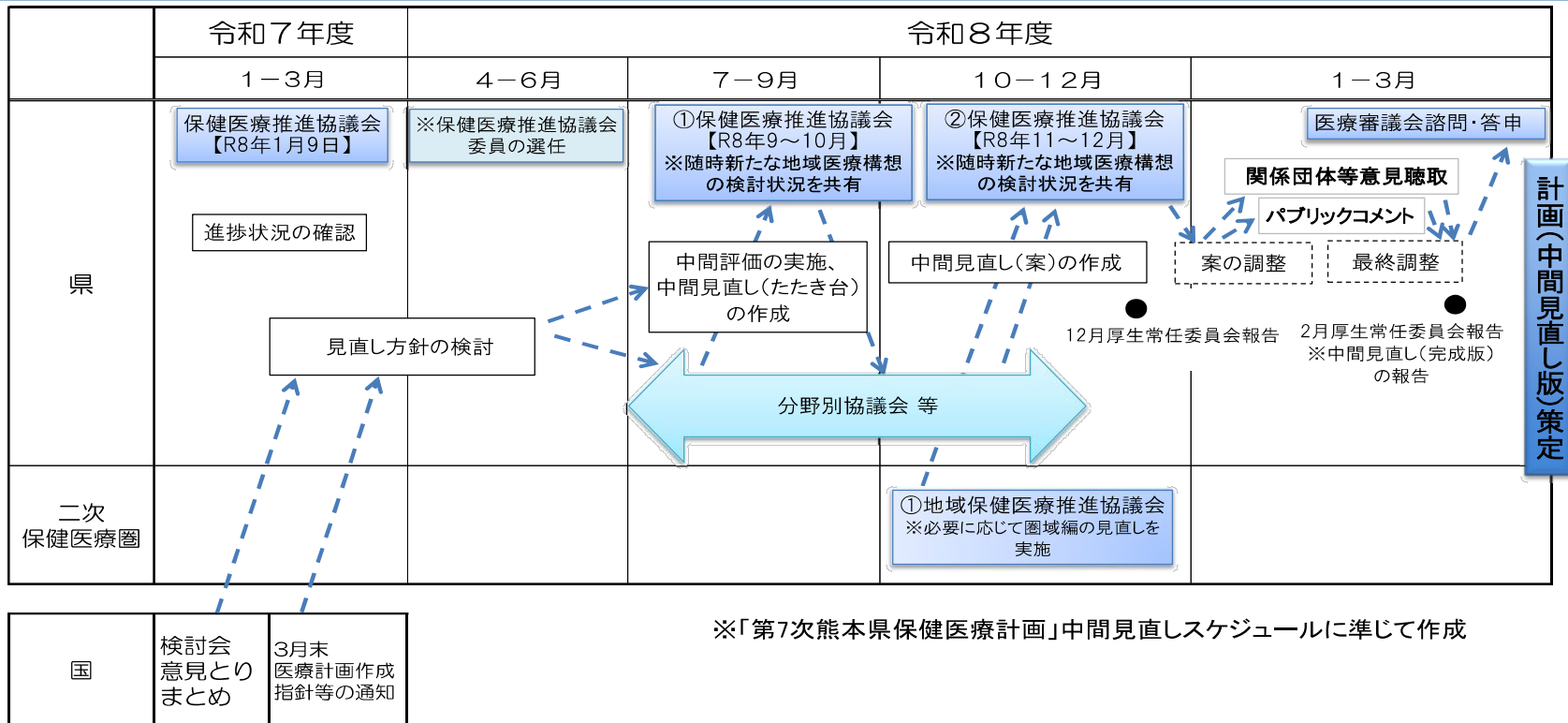


- 各都道府県において作成する医療計画は、医療法第30条の6の規定により、「在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要に応じて医療計画を変更すること」とされている。
- 令和8年度（2026年度）は第8次熊本県保健医療計画の3年目にあたることから、保健医療推進協議会の意見をはじめ、分野別協議会等の意見を反映しながら、中間見直しを行う。
- 今後、国から提示される予定の医療計画作成指針等を踏まえて中間見直しの作業を進める。

中間見直しに向けたスケジュール



【参考】医療計画と新たな地域医療構想の関係について

- ・令和7年12月5日に成立した「医療法等の一部を改正する法律」では、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するための地域医療構想の見直し（新たな地域医療構想の策定等）が盛り込まれている。
- ・関連規定の施行に伴い、新たな地域医療構想が医療計画の上位概念として位置づけられることとなるが、医療計画への反映は第9次医療計画（令和12年度～）において行うことが想定されている。
- ⇒今後も、関連事項として、保健医療推進協議会においても、新たな地域医療構想の検討状況について随時共有する。

新たな地域医療構想と医療計画の進め方

参考

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

